

令和6年度農業試験場一般廃棄物処理業務委託仕様書

この仕様書は委託業務が円滑に遂行されることを目的に、業務に関し必要な事項を示すものである。業務の遂行に当たっては、本仕様書に基づき行うこと。

本仕様書に示されていない事項であっても、農業試験場長（以下「委託者」という。）が業務遂行上必要と認めた場合、業務受託者（以下「受託者」という。）は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

1 業務名

令和6年度農業試験場一般廃棄物処理業務委託

2 履行場所

- (1) 須坂市大字小河原492 農業試験場小河原庁舎
- (2) 須坂市大字八重森下沖610 農業試験場八重森庁舎

3 全般的事項

- (1) 受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令並びに条例を遵守し、適正な収集・運搬を行う。
- (2) 受託者は、作業の疎漏あるいは遅滞のないよう作業員を十分に配置しなければならない。
- (3) 受託者は、指導監督を行う主任者を配置し、業務中における事故及び建物、設備、機器の損壊防止に努めなければならない。

なお、受託者の故意又は過失により、人身及び財産に損害を及ぼしたときは、すべて受託者が損害賠償を負うものとする。

ただし、委託者の理由により生じたものは、この限りでない。

4 業務内容等

- (1) 委託者指定の場所に集積された、可燃ごみ及び資源物（ビン、缶、ペットボトル）を指定の処分施設まで搬出すること。
- (2) 集積された可燃ごみは1週間に1日（年間48日程度）、資源物はおおむね4ヶ月に1日（年間3回程度）搬出するものとする。この他、委託者が搬出の指示した場合はこれに従うこと。
- (3) 排出量は処分施設の発行する廃棄物搬入排出伝票によりその都度記録し、廃棄物搬入搬出伝票の写しを添付して、月毎に委託者へ報告すること。
- (4) 搬出量を把握するため搬出に当たっては、原則計量器付きパッカー車を使用することとし、計量器により作成される伝票によって各庁舎の搬出量を記録し、(3)の内訳表に伝票の写しを添付して提出すること。

それにより難しい場合は、適正な計量記録方法を委託者に提示し、委託者の承認を得ること。

- (5) 委託者から排出された一般廃棄物の量を明らかにするため、他者から排出された廃棄物と混同して運搬しないこと。

(6) 可燃ごみ及び資源物の搬出及び処理に係る手数料等については全額受託者の負担とする。

5 令和6年度年間予定排出量

一般廃棄物の種類	予 定 排 出 量 (kg)		
	小河原庁舎	八重森庁舎	合計
可燃物	2,000	1,000	3,000
資源物 (ビン・缶・ ペットボトル)	100	100	200